



## 序章 都市計画マスタープランの概要

序章では、本計画の策定の背景や計画の位置付け、計画期間、計画書の構成等を整理します。



## 1 都市計画マスタープランとは

「都市計画マスタープラン」とは、都市計画法（第18条の2）に規定されている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」です。地域に密着した内容とするため、住民に最も身近な市町村が住民の意見を踏まえて策定するものです。

### 《都市計画マスタープランに定める主な内容》

#### 将来目指すまちの姿

にぎわいのある駅周辺のまちづくり



田園地帯でのゆとりある環境の創出



交通等の利便性が確保された住環境の創出



#### 都市計画に関連する方針

- 土地の利用のあり方
- 道路や交通のあり方
- 水辺環境、公園及び緑地のあり方
- 住環境のあり方
- 防犯や防災のまちづくりのあり方
- にぎわいや地域の魅力づくりのあり方
- まちづくり推進のための方策

など

みんなが暮らしやすい  
まちをつくるための  
計画です



## 2 都市計画マスタープランの役割

都市計画マスタープランには、主に次の3つの役割があります。

### 長期的な視点の まちづくりの指針

長期的な視点に立ち、将来のまちづくりの方向性を示す役割を担います。まちづくりに関する施策・事業の指針となります。

### 将来像を市民等 と共有する役割

まちづくりの将来像を市民や関係者と共有し、事業実施に向けた合意形成や連携・調整を円滑にする役割を担います。

### 都市計画の 決定・変更の指針

都市計画の決定や変更は、都市計画マスタープランの考え方に基づいて行われるため、指針としての役割を担います。

### 3 策定の趣旨

現在は、旧熊谷市、旧大里町、旧妻沼町で策定<sup>※</sup>した計画を現行の「都市計画マスタープラン」としてありますが、まもなく目標年次を迎えます。また、全国的な人口減少・少子高齢化の進行や大規模災害の発生に伴う安心・安全に対する関心の高まり等を背景に、まちづくりに係る様々な法整備や制度改正が進められています。

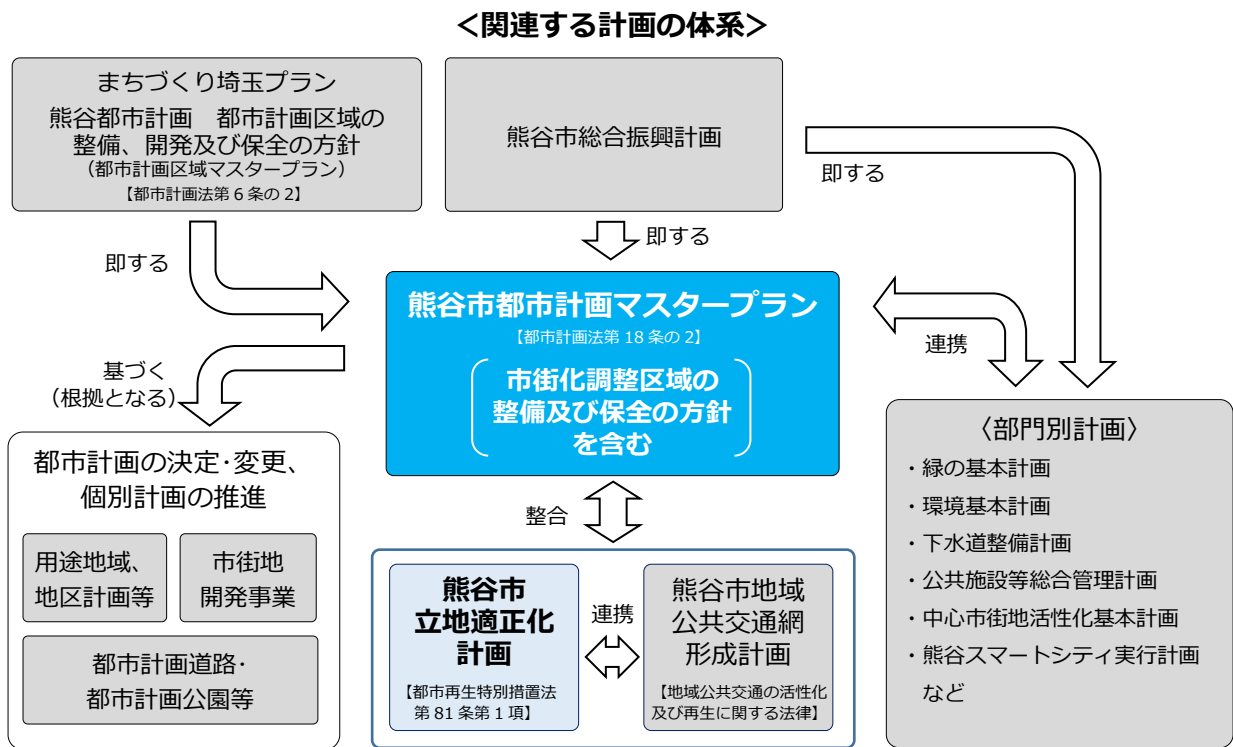
こうした社会情勢の変化や上位計画である総合振興計画等を踏まえ、新たな都市計画マスタープランを策定します。

※旧江南町では未策定

### 4 位置付け

都市計画マスタープランは、市が定める「総合振興計画」や埼玉県が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即して策定するまちづくりの指針です。また、個別の都市計画決定・変更の際の根拠となります。

更に、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを具現化する「立地適正化計画」と一体的に策定することで、本計画で示す将来都市像の実現を図ります。

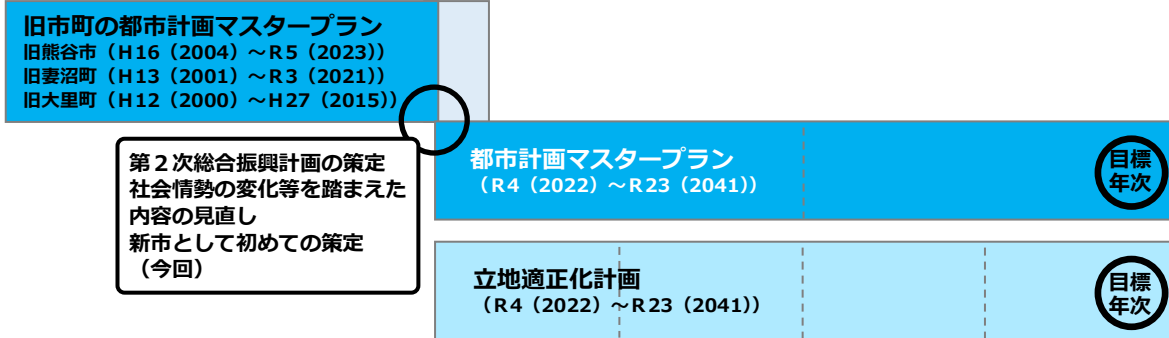


# 5 計画期間

都市計画マスタープランは、おおむね 20 年後の都市像を展望した上で都市計画の基本方針を定めることとされているため、目標年次を令和 23 (2041) 年とし、社会情勢等の変化を踏まえた上で、適宜見直しを行います。

## <計画期間>

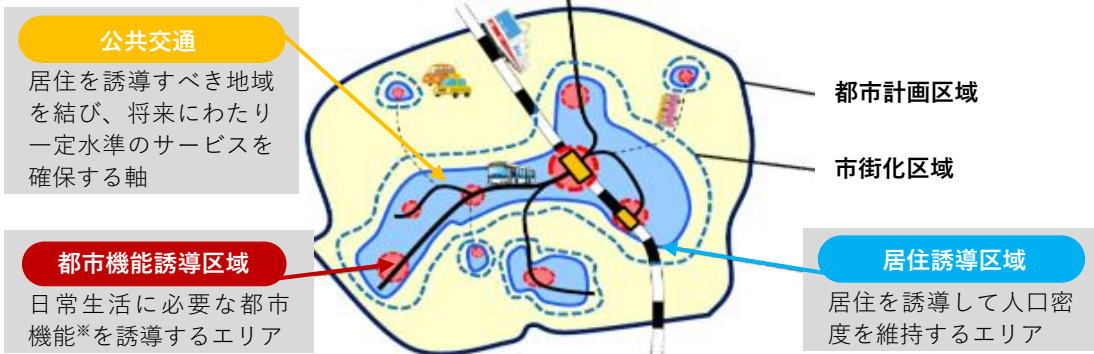
2008	2018	2022	2028	2041
<b>第 1 次総合振興計画</b> 基本構想 (H20 (2008) ~H29 (2017)) 前期基本計画 (H20 (2008) ~H24 (2012)) 後期基本計画 (H25 (2013) ~H29 (2017))		<b>第 2 次総合振興計画</b> 基本構想 (H30 (2018) ~R9 (2027)) 前期基本計画 (H30 (2018) ~R4 (2022)) 後期基本計画 (R5 (2023) ~R9 (2027))		<b>第 3 次総合振興計画</b> 基本構想 (R10 (2028) ~R19 (2037)) 前期基本計画 (R10 (2028) ~R14 (2032)) 後期基本計画 (R15 (2033) ~R19 (2037))



誘導施策・目標値の評価、社会情勢の変化等を踏まえ必要に応じて見直し

### 参考：立地適正化計画の概要

立地適正化計画は、都市再生特別措置法の一部改正により市町村が策定できることとなった計画です。国では、人口減少下においても持続可能な都市構造とするため、「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを推進しています。本市においても都市計画マスタープランに示す「コンパクト・プラス・ネットワーク」を具現化していくため、両計画の関連性を考慮し一体的に策定しています。立地適正化計画では、都市計画区域を計画区域とし、市街化区域内に「都市機能誘導区域」や「居住誘導区域」、「誘導施策」等を設定します。



※都市機能：都市の生活を支える商業や医療・福祉・子育て・教育・防災等の役割 (働き)  
 出典：立地適正化計画作成の手引き (国土交通省)

# 6 計画の構成

都市計画マスタープランは、市全体の将来都市像や都市構造、分野別の方針を定める「全体構想」、全体構想を踏まえ地域ごとの基本方針を定める「地域別構想」、将来都市像の実現に向けた考え方を定める「実現化方策」といった大きく三つの項目で構成します。

## <計画の構成>

<b>序章</b>	<b>都市計画マスタープランの概要</b> 本計画の策定の背景や計画の位置付け、計画期間、計画書の構成等を整理します。						
<b>第1章</b>	<b>市の現況と課題</b> 上位計画を踏まえ、本市の現況及びまちづくりの主要な課題を整理します。						
<b>第2章</b>	<b>全体構想：将来都市像・まちづくりの目標</b> 現況と課題を踏まえ、目指すべき将来の都市の姿と、その実現に向けたまちづくりの目標を示します。						
<b>第3章</b>	<b>全体構想：将来都市構造</b> 将来都市像・まちづくりの目標の実現に向けて、目指していく都市構造を示します。						
<b>第4章</b>	<b>全体構想：分野別の方針</b> 都市計画に関連する6つの分野別の基本方針を示します。 <table border="1"><tr><td>土地利用</td><td>交通</td><td>水と緑</td></tr><tr><td>住環境</td><td>防犯・防災</td><td>産業・活力</td></tr></table>	土地利用	交通	水と緑	住環境	防犯・防災	産業・活力
土地利用	交通	水と緑					
住環境	防犯・防災	産業・活力					
<b>第5章</b>	<b>地域別構想</b> 全体構想を基に地域ごとのまちづくりの方針を示します。 <table border="1"><tr><td>中央地域</td><td>東部地域</td><td>西部地域</td></tr><tr><td>南部地域</td><td>北部地域</td><td></td></tr></table>	中央地域	東部地域	西部地域	南部地域	北部地域	
中央地域	東部地域	西部地域					
南部地域	北部地域						
<b>第6章</b>	<b>実現化方策</b> 第5章までに示したまちづくりの方針の実現化方策として、「適切なまちづくり手法の活用」「推進体制整備」「都市計画マスタープランの進行管理」についての方針を示します。						
<b>第7章</b>	<b>市街化調整区域の整備及び保全の方針</b> 第1章～第6章に基づき、市街化調整区域を対象として整備及び保全に係る方針をきめ細かに示します。						

＜くまがや未来のまちづくり絵画展 入賞作品＞



熊谷西小学校4年「スマートシティ化が進む未来のラグビーロード」



佐谷田小学校3年「みんなが集まるごかぼうタワー」

※学年については、絵画展開催時点の学年です。